

クレーンについて

Q:クレーンにはどのような種類がありますか？

A:法令の規定による「クレーン等」には以下のようなものがあります。

- クレーン
- 移動式クレーン
- デリック

Q:移動式クレーンの資格にはどのようなものがありますか？

A:移動式クレーンの吊上げ荷重に応じて以下の資格に分類されています。

区分		資格	免許	技能講習	特別教育
移動式クレーン	吊上げ荷重が5t以上の移動式クレーンの運転		○	×	×
	吊上げ荷重が1t以上5t未満の移動式クレーンの運転		○	○	×
	吊上げ荷重が0.5t以上1t未満の移動式クレーンの運転		○	○	○

(根拠法令:クレーン則第67条、68条)

Q:小型移動式クレーン運転技能講習修了証を所持しています。玉掛け作業はできますか？

A:できません。

この場合は玉掛けの無資格作業となり、6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処されます。

小型移動式クレーン運転技能講習修了証は、あくまでも移動式クレーン作業のみの資格です。

玉掛け作業をする場合は、別途玉掛け資格が必要です。

(根拠法令:クレーン則第221条等)

Q:小型移動式クレーン運転技能講習を修了すると、どのような移動式クレーンで作業ができますか？

A:吊上げ荷重5t未満の移動式クレーンで作業ができます。

- 積載型トラッククレーン
- ラフテレーンクレーン
- クローラークレーン
- レッカー車 など

Q:小型移動式クレーン運転技能講習を修了すると、車両の公道走行は可能ですか？

A:小型移動式クレーン運転技能講習は、あくまでも移動式クレーン作業のみの資格です。

車両の公道走行には車両の構造等に応じて別途運転免許が必要となります。

(根拠法令:安衛令第20条、道交法第3条等)

Q:小型移動式クレーン運転技能講習と玉掛け技能講習を受講したいのですが、どちらを先に受講した方がいいですか？

A:どちらを先に受講しても構いません。

Q:ユニックで作業する場合は、何の資格を取ればいいですか？

A:「ユニック」とは俗称で、正式名称は「積載型トラッククレーン」です。

吊り上げ荷重5t未満であれば小型移動式クレーン運転技能講習修了証で移動式クレーン作業は可能です。

ただし、公道走行をする場合は車両の構造等に応じて別途運転免許が必要となります。

Q:クレーン機能付き油圧ショベルでクレーン作業する場合は資格が必要ですか？

A:必要です。

「クレーン機能付き油圧ショベル」で作業する場合は以下の資格が必要です。

- 油圧ショベルとして使用する場合→機体重量に応じた車両系建設機械(整地等用)資格
- 移動式クレーンとして使用する場合→吊上げ荷重に応じた移動式クレーン資格
- 玉掛け作業をする場合→吊上げ荷重に応じた玉掛け資格

(根拠法令:H12・厚労省通達)

Q:小型移動式クレーン資格と玉掛け資格は同時に取得した方がいいですか？

A:実際の作業現場では、作業者が玉掛け業務と小型移動式クレーン業務の両方を同時に行うことが多くみられますが、小型移動式クレーン資格だけでは荷掛けや荷はずし等の玉掛け作業はできません。また、玉掛け資格だけでは荷の吊り上げを含む小型移動式クレーン業務を行うことができません。当校では同時取得をお勧めします。